

## 学内規程・規則等

福島県立医科大学動物実験規程

福島県立医科大学動物実験委員会規程

福島県立医科大学動物実験計画書審査事務処理内規

医学部附属実験動物研究施設利用者協議会設置要綱

福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設管理運営規程

福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設使用細則

実験動物研究施設感染動物実験室利用心得

胚操作実験室利用心得

共同利用研究機器利用心得

実験動物の交配について

福島県立医科大学研究用微生物安全管理規程

## 福島県立医科大学動物実験規程

平成19年 4月 1日 規程第 2号

一部改正 平成19年10月 1日 規程第43号

一部改正 平成21年12月 1日 規程第29号

一部改正 平成23年 3月 1日 規程第47号

一部改正 平成25年 2月 1日 規程第52号

### (趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、福島県立医科大学における動物実験が科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点、並びに実験実施者や飼養者等の安全確保の観点から動物実験を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施については、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）」による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日告示）」（以下「基本指針」という）、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用や、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管、または動物実験等を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）、及び動物実験を行う実験室や実習室等（以下「実験室」という。）をいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者 学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する各所属の長（看護学部にあつては学部長、医学部附属実験動物研究施設にあつては施設長。）をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（医学部附属実験動物研究施設に所属する教員。）をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に

従事する者をいう。

(10) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者をいう。

(11) 指針等 基本指針及び動物の処分方法に関する指針、並びに日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

#### (適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類および爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験等を別の機関に委託等する場合には、委託先においても、指針等に基づき適正に動物実験等が実施されることを確認する。

#### (動物実験委員会)

第4条 動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問・助言組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成人数、委員の選任及び任期、委員長の選任等については別に定める。

#### (委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項について審議または調査し、学長に報告、助言または具申する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) その他、動物実験の適正な実施のための必要事項に関すること

#### (動物実験計画の立案)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等によって得られる知見の科学的合理性の確保、並びに動物愛護の観点から、動物実験計画（承認後の内容の変更も含む）を立案し、動物実験計画承認申請書（様式第1号）により学長の承認を受けるものとする。

2 動物実験計画の立案にあたっては、以下の点について検討するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等）により実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の選択（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等）により実験動物を適切に利用することを検討すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、

動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

- (4) 苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できるだけその実験動物に苦痛を与えないこと等）
- (5) 致死的な毒性試験や感染実験、放射線照射等、苦痛度の高い動物実験等を行う場合には、動物実験等の立案の際に人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験中止）の設定を検討すること。

（動物実験計画の承認）

第6条の2 学長は、動物実験委員会からの答申に基づき、計画書の承認又は非承認について、様式第1号の2により、申請者に対し通知するものとする。

（証明書の発行）

第6条の3 学長は、動物実験実施者からの申請により、適正な動物実験計画であることを証する動物実験証明書（様式第1号の3及び様式第1号の4）を交付することができる。

（実験操作）

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、飼養保管基準や指針等に従うとともに、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に管理された施設等（第8条または第10条により承認を受けたものをいう）において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項。
- (3) 人への危害防止上、安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び別に定める規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 動物実験責任者は、年度ごとにおける動物実験実施状況について、動物実験実施報告書（様式第2号）により、使用動物数、計画からの変更の有無、実験成果等について年度末までに学長に報告すること。

（飼養保管施設の設置）

第8条 飼養保管施設を設置する場合には、管理者は、飼養保管施設（設置・変更）承認申請書（様式第3号）により、学長の承認を得るものとする。

(飼養保管施設の要件)

第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物種に応じた飼育設備、衛生設備及び逸走防止のための設備、又は構造を有すること。
- (2) 飼育施設の周辺環境及び居住者等に悪影響をおよぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。
- (3) 実験動物管理者が配置されていること。

(実験室の設置)

第10条 飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作等を行う実験室を設置する場合には、実験室を管理する所属長（看護学部にあつては学部長）は、動物実験室（設置・変更）承認申請書（様式第4号）により、学長の承認を得るものとする。

(実験室の要件)

第11条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

(施設等の維持管理)

第12条 管理者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持に努めるものとする。

(施設等の変更)

第13条 管理者は、飼養保管施設の内容を変更する場合には、飼養保管施設（設置・変更）承認申請書（様式第3号）により、学長の承認を得るものとする。

2 管理者は、この実験室の内容を変更する場合には、動物実験室（設置・変更）承認申請書（様式第4号）により、学長の承認を得るものとする。

(施設等の廃止)

第14条 管理者は、施設等の廃止にあたり、飼養保管施設及び実験室の廃止を学長に届け出るものとする（様式第5号）。

(標準操作手順の作成と周知)

第15条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のための標準的な操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

2 医学部附属実験動物研究施設における具体的な飼養・保管については、別に定める。

(実験動物の導入、飼養および保管)

第16条 管理者等は、実験動物の導入、その後の飼養及び保管にあたり、飼養保管基準を遵守しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第17条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに当該施設において飼養保管した実験動物の種類と匹数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第18条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡相手に提供するものとする。

(輸 送)

第19条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、ヒトへの危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

第20条 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物由来の感染症および実験動物による咬傷等の予防措置を講じなければならない。

(廃棄物の処理)

第21条 実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体や実験廃棄物類は、大学で決められた規程に従って適切に処理しなければならない。

(緊急時の対応)

第22条 管理者は、地震、火災等の発生時や実験動物の逸走時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知するものとする。

(教育訓練)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、所定の教育訓練を受けなければならない。

2 実験動物管理者への教育訓練は、関係官庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって代えることができる。この場合、当該実験動物管理者は受講内容を速やかに学長に報告するものとする（様式第6号）

3 教育訓練の実施状況の記録は、5年間保存する。

(自己点検及び評価)

第24条 管理者は、実験動物の飼養保管並びに動物実験実施について、本規程並びに指針等への適合性に関し、自己点検を行い、学長に報告するものとする。

2 自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努める。

(情報公開)

第25条 動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等、本学における動物実験等に関する情報について、年1回程度公表するものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

福島県立医科大学学長 様

動物実験責任者

所 属

職・氏 名

### 動物実験計画承認申請書

福島県立医科大学動物実験規程第6条に基づき、平成 年度に実施する動物実験について、別添の動物実験計画書のとおり計画しましたので、承認願います。

受 理：平成 年 月 日

（収受印）

※ 動物実験委員会規程による動物実験計画書を添付すること。

様式第1号の2（第6条の2関係）

平成 年 月 日

所 属

様

福島県立医科大学長

### 動物実験計画について（通知）

平成 年 月 日付で收受した動物実験計画について、動物実験委員会審査結果に基づき、（承認・非承認）としましたので通知します。

なお、承認内容は下記のとおりです。

#### 記

1 研究課題：

2 動物実験責任者

（所属・職）

（氏 名）

3 承認番号：

4 実施期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 条件等

（※原本を交付し、写しを保管する）

様式第1号の3（第6条の3関係）

動物実験証明書

- 1 実験責任者  
（所属・職）  
（氏名）

実験者  
（所属・職）  
（氏名）

- 2 研究課題

- 3 承認番号

上記の動物実験計画は、本学における動物実験委員会の審査を受け、福島県立医科大学動物実験規程および関係法規等に適合したものであることを証明する。

平成 年 月 日

福島県立医科大学長

（公印）

（※原本を交付し、写しを保管する）

様式第1号の4 (第6条の3関係)

Fukushima Medical University

1 Hikari-ga-oka,

Fukushima-city, 960-1295

JAPAN

Tel. +81-24-547-1825

## CERTIFICATE

Date:

Principal investigator:

Department:

Title:

Name:

Responsible investigator:

Department:

Title:

Name:

Project title:

Approval No. :

This is to certify that the above mentioned project has been approved by the Animal Experiments Committee of Fukushima Medical University.

(学長署名)

(学長名)

President,

Fukushima Medical University

(※原本を交付し、写しを保管する)

様式第2号（第7条関係）

平成 年 月 日

福島県立医科大学学長 様

動物実験責任者  
所 属  
職・氏名

### 動物実験実施報告書

福島県立医科大学動物実験規程第7条に基づき、動物実験実施状況について下記のとおり報告します。

#### 記

1 [承認番号] :

2 [研究課題] :

3 [実験実施期間] : 平成 年 月 日（承認日）～平成 年 月 日

4 [実験の状況]

計画どおり実施

中 止

5 [使用動物]

動物種（系 統）	計画頭数	使用頭数	増減
----------	------	------	----

マウス（系統） :

ラット（系統） :

その他（具体的名称）

6 [実験の成果等]

様式第3号（第8条・第13条関係）

## 飼養保管施設（設置・変更）承認申請書

福島県立医科大学長 様

（所属長）

職・氏名

印

福島県立医科大学動物実験規程（第8条・第13条第1項）の規定に基づき、下記の飼養保管施設（設置・変更）の承認について申請します。

申請： 年 月 日

受付： 年 月 日

1. 施設の名称	
2. 施設の管理体制	<p>&lt;管理者&gt;</p> <p>所属 職・氏名</p> <p>連絡先（電話）</p> <p>&lt;実験動物管理者&gt;</p> <p>所属 職・氏名</p> <p>連絡先（電話）</p> <p>適任学識・資格等：</p> <p>&lt;飼養者&gt;（人数が多い場合、別資料として添付）</p> <p>所属 職・氏名</p> <p>連絡先（電話）</p> <p>関連資格等：</p> <p>経験年数：</p>
3. 施設の概要	<p>1) 建物の構造： （例：鉄筋コンクリート造）</p> <p>2) 空調設備： （例：温湿度制御、換気回数等）</p> <p>3) 飼養保管する動物種：</p> <p>4) 飼養保管設備（飼育ケージ等）</p> <p>規格：</p> <p>最大収容数：</p> <p>5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など）</p> <p>6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備）</p> <p>名称：</p> <p>規格：</p> <p>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>

<p>4. 特記事項 (化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)</p>	
<p>5. 動物実験委員会 記入欄</p>	<p>審議結果</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p> <p>年 月 日</p> <p>動物実験委員会委員長 印</p>
<p>6. 学長承認欄</p>	<p>本申請を承認します。</p> <p>承認番号：第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県立医科大学長 印</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す配置図
- 2) 施設の平面図

様式第4号（第10条・第13条関係）

### 動物実験室（設置・変更）承認申請書

福島県立医科大学長 様

所 属  
(所属長) 職・氏名 印

福島県立医科大学動物実験規程（第10条・第13条第2項）の規定に基づき、下記の動物実験室（設置・変更）の承認について申請します。

申 請： 年 月 日 受 付： 年 月 日

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理者	所属 職・氏名 連絡先（電話）
3. 実験室を設置する理由	
4. 実験室の概要	1) 実験室の面積：（ m <sup>2</sup> ） 2) 実験に使用する動物種： 3) 実験設備（特殊装置の有無等） 4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
5. 特記事項 (化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
6. 動物実験委員会 記入欄	審議結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等 年 月 日 動物実験委員会委員長 印
7. 学長承認欄	本申請を承認します。 承認番号：第 号 年 月 日 福島県立医科大学長 印

添付資料 1) 施設の位置を示す配置図 2) 施設の平面図

様式第5号（第14条関係）

平成 年 月 日

福島県立医科大学長 様

所 属

管理者（所属長） 職・氏名

印

### 飼養保管施設等廃止届

福島県立医科大学動物実験規程第14条の規定に基づき、下記のとおり（飼養保管施設・動物実験室）を廃止します。

### 記

1. 施設の名称
2. 承認番号
3. 承認年月日
4. 廃止年月日
5. 廃止理由

様式第6号（第23条関係）

平成 年 月 日

福島県立医科大学学長 様

実験動物管理者  
所 属  
職・氏名

### 教育訓練等受講報告

福島県立医科大学動物実験規程第23条第2項に該当する教育訓練について、下記のとおり受講したので報告します。

#### 記

1. 主 催 者

2. 受 講 日 平成 年 月 日

3. 受講標題

4. 受講内容

## 福島県立医科大学動物実験委員会規程

平成19年10月1日規程第42号

一部改正 平成20年 3月11日規程第68号

一部改正 平成20年12月24日規程第36号

一部改正 平成21年12月 1日規程第30号

一部改正 平成23年10月 1日規程第41号

一部改正 平成25年 2月 1日規程第53号

### (趣 旨)

第1条 この規程は、福島県立医科大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）

第4条の規定に基づき設置する動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、動物実験規程第2条に定めるところによる。

### (審議事項)

第3条 委員会の審議事項は、動物実験規程第5条に定めるところによる。

### (組 織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学部の教授又は准教授（実験動物研究施設に属する者を除く）

ア 動物実験に関係する教授又は准教授3名

イ 動物実験に関係しない教授又は准教授2名

(2) 看護学部の教授1名

(3) 実験動物研究施設長及び実験動物研究施設に所属する教員

(4) 事務局次長

(5) その他学長が特に必要と認めた者

2 前項の第1号及び第2号に掲げる委員は、各教授会の推薦に基づき学長が任命する。

3 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

### (委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、学長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となり会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(飼養保管施設等の審査)

第6条 委員会は、学長からの諮問により、飼養保管施設又は動物実験室の設置承認申請に関し、動物実験規程に基づいてその適切性について審査し、その結果を学長に速やかに答申するものとする。

- 2 委員は、自身が申請者であるときは、当該承認申請書の審査に関与しないものとする。

(動物実験計画書)

第7条 動物実験責任者(以下「責任者」という。)は、動物実験規程第6条に規定する動物実験計画承認申請を行うときは、動物実験計画書(様式第1号、以下「計画書」という。)を作成し、当該申請書に添付しなければならない。ただし、承認後の計画書の記載内容で、実験実施者、使用動物の系統並びに性別、匹数、入手先の変更に限り、動物実験計画書変更届(様式第2号)により、届け出るものとする。

- 2 計画書の実験実施期間は、承認年度から翌年度までの最長2か年度とする。承認された期限を超えて引き続き実験を行う場合は、責任者は継続する年度当初に前項に規定する手続きにより学長の承認を受けなければならない。
- 3 計画書の保管期間は、当該実験の終了時から5年間とする。

(動物実験計画書の審査)

第8条 委員会は、学長からの諮問により計画書の記載内容の適切性について審査し、その結果を学長に速やかに答申するものとする。

- 2 委員は、自身が責任者又は実験実施者である計画書については、当該計画書の審査に関与しないものとする。

(動物実験実施状況の確認)

第9条 委員会は、学長からの諮問により、動物実験規程第7条第6号に規定する動物実験実施報告書に基づき、責任者、動物実験実施者、飼養保管施設の実験動物管理者等に対して、動物実験実施状況について確認し、又は調査することができる。

(議 事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(学長及び審議会への報告)

第11条 委員長は、委員会の審議結果を学長及び教育研究審議会に報告するものとする。

(庶 務)

第12条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 福島県立医科大学動物実験委員会規程（平成18年4月1日規程第3号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、学長が招集する。
- 4 この規程の施行の日前に、旧規程の規定に基づいて提出された申請書又は報告書は、この規程の規定に基づいて提出された申請書又は報告書とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

福島県立医科大学動物実験計画書

選択項目を■	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 継続
--------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

受付番号  承認番号

研究課題		前承認番号

動物実験責任者 (教員)	刀片	所属名	職名	関係法規等教育 訓練受講年月日
		氏名 ..... e-mail @	連絡先 TEL	
動物実験実施者 氏名 (刀片) e-mail	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日
	( ) @	連絡先 TEL		年・月・日

実験実施期間	承認日 ~ 平成 年 3 月 31 日 (承認日を含め2年度を限度とする)					
動物飼育場所及び 実験実施場所	動物飼育場所			実験実施場所		
	動物種	系統	性別	匹数	入手先 (生産企業名等)	備考
使用動物	1:					
	2:					
	3:					
	4:					
	5:					

動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がない
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練		<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段の精度が不十分
	<input type="checkbox"/>	3. その他		<input type="checkbox"/>	3. その他( )

実験計画	研究概要 (目的と想定される成果について明確に記入する。)			
	実験方法 (審査を適正に行うため、「実験類別と実験処置」、「動物の苦痛軽減・排除の方法」等と整合性をもたせて具体的に記入する。実験実施期間が2年度とする場合には年度ごとに動物の使用数を明記する。)			
<b>実験類別と 主な実験処置</b>  <small>(「動物実験計画 書審査事務処理内 規」による実験処 置コード表参照)</small>	動物種	動物への具体的処置	苦痛度	コード番号

			動物種
想定される苦痛のレベル (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験	
	<input type="checkbox"/>	C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験	
	<input type="checkbox"/>	D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛みを伴うと思われる実験	
	<input type="checkbox"/>	E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験	
動物の苦痛軽減・排除の方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 軽微な苦痛の範囲なので特に処置を講じない	
	<input type="checkbox"/>	2. 短期間の保定・拘束なので特に問題はないと考える	
	<input type="checkbox"/>	3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する(薬剤名: )	
	<input type="checkbox"/>	4. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在しない (実験方法の欄にその理由を記入すること)	
	<input type="checkbox"/>	5. 長時間の保定・拘束が避けられない(実験方法の欄にその理由を記入すること)	
	<input type="checkbox"/>	6. 人道的エンドポイントを適用する (実験方法の欄にエンドポイントの判定を記入すること)	
	<input type="checkbox"/>	7. その他(具体的に)	
安楽死の方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用(薬剤名及びその投与量・経路を記入)	
	<input type="checkbox"/>	2. 炭酸ガス	
	<input type="checkbox"/>	3. 中枢破壊(具体的に記入)	
	<input type="checkbox"/>	4. 安楽死させない(その理由を記入)	
安全管理上注意を要する実験 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 放射性物質及び放射線を用いる実験	
	<input type="checkbox"/>	2. 感染実験 ( <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 )	
	<input type="checkbox"/>	3. 遺伝子組換え動物使用実験 ( <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A )	
	<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属実験	
	<input type="checkbox"/>	5. 麻薬・覚醒剤使用実験	

動物実験委員会	審査終了:平成 年 月 日 承認番号:
	動物実験責任者:
	研究課題:
	承認カテゴリ:
	意見(助言、指導等)
審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、本学における動物実験規程に適合する。	
<input type="checkbox"/> 本実験計画は、条件を付すことにより本学における動物実験規程に適合する。 (条件等: )	
<input type="checkbox"/> 本実験計画は、本学における動物実験規程に適合しない。	
動物実験委員会委員長	
(印)	

平成 年 月 日

## 動物実験計画書の開示について

実験責任者

(所属・職)

(氏 名)

研究課題 :

研究課題及び実験概要 (プロトコール) について (該当するものに○をつける。)

( ) 全面開示する

( ) 部分開示とする

部分開示とする理由 (該当するものに○をつける。)

ア 特許取得のため

イ 独創性が高く、国際的競争上の問題があるため

ウ その他 (具体的に説明する。)

( )

注) (1) この文書は本学教職員の身分を有する者が実験責任者となる場合に、動物実験計画書の申請時に添付して下さい。

(2) ここでいう開示とは、福島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、開示することを指します。

(3) 部分開示の適否についての判断は、動物実験委員会が行うこととなります。

様式第 2 号(第 7 条関係)

平成 年 月 日

福島県立医科大学学長 様

動物実験責任者

所 属

職・氏 名

### 動物実験計画変更届

平成 年 月 日付け 承認番号：動第 号で承認された動物実験について、別添の動物実験計画書のとおり変更しますので、報告いたします。

受 理：平成 年 月 日  
(収受印)

※ 動物実験委員会規程による動物実験計画書に変更箇所を朱書きしたものを添付すること。

※ 研究課題、動物実験責任者、実験実施期間、使用動物の動物種、実験方法、実験類別と実験処置の変更については、動物実験規程第 6 条による動物実験計画書の承認申請を行うこと。

# 福島県立医科大学動物実験計画書記入の手引き

(平成25年度)

## A 全体的注意事項

- (1) 動物実験計画書（以下「計画書」という。）の様式は、実験動物研究施設の学内掲示板からダウンロードするか、実験動物研究施設（[eac@fmu.ac.jp](mailto:eac@fmu.ac.jp)）へ請求する（メール添付ファイルで提供いたします）。
- (2) 計画書作成の際には記載内容の不備を少なくするために、動物実験委員会審査事務委員（実験動物研究施設専任教員：実験動物管理者）の事前指導を受けてください。
- (3) 計画書の承認申請は、メールに添付して実験動物研究施設宛（[eac@fmu.ac.jp](mailto:eac@fmu.ac.jp)）に送信する。
- (4) 計画書は「福島県立医科大学動物実験規程」及び「福島県立医科大学動物実験委員会規程」に基づいて、研究課題ごとに作成すること。
- (5) 計画書はパソコンのワープロソフト等を使用して明瞭かつ理解し易いように記入すること。
- (6) 実験が新規であるか継続であるかによって、取り扱いが変わります。必ず“新規”か“継続”か、又は“変更”であるかを明示する。“継続”申請の際には、前回の承認番号を記入すること。

“変更”とは、軽微な変更(実験実施者、使用動物の系統並びに性別、匹数、入手先)です。計画変更届(様式第2号)と計画書の変更箇所を朱書きにしたものを送信してください(福島県立医科大学動物実験委員会規程 第7条第1項)。
- (7) 計画書の承認期限は当該年度を含めて最長2カ年度の末日まで設定できます。さらに継続して実験を行う場合には、期限が満了する年度内で、委員会が指定する期日までに“継続”分として計画書を提出することになります。
- (8) 研究課題および実験計画は他分野の者にも理解できるように、わかりやすい語句を用いて具体的な記述をすること。
- (9) 専門用語や略記号、略語等を用いる場合には、( ) に詳述するか、実験計画の中で具体的に記述する。実験方法が理解しにくい場合や苦痛の分類の想定が困難な場合には、別紙として文献や関係資料を添付してください。
- (10) 苦痛度Aに該当する実験については、審査の対象外なので本計画書の提出の必要はありません。不明の場合には、承認申請後、動物実験委員会の判断に委ねてください。
- (11) 項目を選択する部分は、該当項目の口を■（または、☒や☑）とする（ワープロソフトでは“しかく”と入力し変換するか、記号から選択することができます）。
- (12) 動物実験委員会の欄には、記入しない。
- (13) 計画書の内容によっては承認事務に日数を要することがありますので、余裕をもって計画をしてください。
- (14) 計画書は、福島県情報公開条例による開示請求対象公文書となります。平成13年度

以降の動物実験計画書は、福島県情報公開審査会答申により原則全面開示をしています。なお、次の部分については、理由によっては部分開示とすることができます。

- ・研究課題及び実験計画の欄の事業執行過程情報に該当する部分（研究のキーワード・創意工夫などの研究の中核部分）

予め申請者の意向を確認しておくために、「動物実験計画書の開示について」を添付してください（「部分開示とする理由」の項目で「ウ その他」を選択した場合は、具体的に記入する）。ただし、理由の適否は学長が判断することになります。

## B 各欄の記入について

### [研究課題]

- ・他分野の人にも理解できるように配慮し、かつ、簡潔明瞭に記入すること。

### [前承認番号]

- ・継続の場合には前計画書の承認番号を記入する。
- ・新規申請の場合には記入せずに空欄のままとする。

### [動物実験責任者]

- ・動物実験責任者とは本学教員の身分を有する者で、当該実験における実質的な統括責任者です（一人で実施する場合は本人）。
- ・氏名、フリガナ、e-mailアドレス、所属名、連絡先TEL、職名（正式な名称）、関係法規等教育訓練受講年月日（和暦）を記入する（受講年月日が不明の場合には実験動物研究施設に照会してください）。
- ・関係法規等教育訓練とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」（環境省）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第71号）、および「福島県立医科大学動物実験規程」等の説明会（ガイダンスⅠ）のことを意味します。

### [動物実験実施者]

- ・実験補助者も含めて当該実験に従事する者全員について氏名（フリガナ）、e-mailアドレス、所属名、連絡先TEL、正式な職名、関係法規等教育訓練受講年月日を記入する（関係法規等教育訓練受講年月日が不明の場合には実験動物研究施設に照会してください）。
- ・関係法規等教育訓練とは、[動物実験責任者]の項での説明と同じです。

### [実験実施期間]

- ・実験開始は、動物実験計画書の承認日以降となります。実験内容をよく吟味して余裕をもって実施期間を設定してください。
- ・実験終了時が明確でない場合には当該年度の末日等を記入する。
- ・実験実施期間は当該年度を含めて最長2カ年度の末日まで設定可能です。

### [動物飼育場所及び実験実施場所]

- ・動物飼育場所は通常、医学部附属実験動物研究施設です。講座実験室等で飼育する場合には、本学動物実験規程第8条により学長の承認を得た場所になります。
- ・実験実施場所は通常、医学部附属実験動物研究施設か各講座実験室又は学生実習室

です。各講座実験室又は学生実習室等で動物実験を行う場合には、動物実験規程第10条により学長の承認を得た場所になります。承認されているか不明の場合には実験動物研究施設に照会してください。

#### [使用動物]

- ・動物種ごとに、系統、性別、匹数（頭数）、入手先（生産企業名や分与機関等）を明示する。匹数（頭数）は、実験実施全期間において使用する動物の総数を記入する。実施期間が2年度にわたる場合には[実験計画]の「実験方法」で年度ごとに使用数を明記する。「実験方法」の記載数と整合させること。
- ・他大学等、他の研究機関から譲り受ける場合には、入手先に相手先研究機関名を記入する。
- ・自家繁殖の動物を使用する場合には、入手先に“自家繁殖”と記入する。

#### [動物実験の種類]

- ・該当項目を選択する。

#### [動物実験を必要とする理由]

- ・該当項目を選択する。

#### [実験計画]

- ・研究概要は、目的と想定される成果について具体的に、明瞭かつ他分野の者にも理解可能なようにわかりやすく記入する。
- ・実験方法は、審査を適正に行うため[実験類別と実験処置]、[動物の苦痛軽減・排除の方法]等と整合性をもたせて具体的に記入する。特に方法については、動物に対する処置や実験手順を明確に記入する。
- ・実験群と対照群を比較するような場合には、各群の動物数、それらの合計数及び、くり返す場合の総数を[使用動物]の記入内容と一致させる。
- ・麻酔については、具体的方法（投与手段や時期、用量など）を記入する。
- ・専門用語や略記号、略語等は（ ）に詳述するか、脚注で補足説明する。
- ・新しい実験手法などで簡明な記述が困難な場合には、説明文書を別紙として添付するか、文献や関係資料を添付する。
- ・毒性試験や感染実験、放射線照射実験、がん細胞移植等、苦痛度が高い状況が想定されるような動物実験や長期間の実験を行う場合には、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛や衰弱から解放するための実験中止時期）を記述する。

#### [実験類別と実験処置（実験処置コード表参照）]

- ・使用する動物種ごとに、動物への具体的処置を簡明に書き、「動物実験計画書事務処理内規による実験処置コード表」（平成25年度用のもの）を参照し、具体的処置に該当する苦痛度とコード番号をそれぞれの欄に記入する。具体的処置欄が不足する場合には苦痛度の低い処置は省略してください。
- ・実験処置コード表に該当する実験処置が見当たらない場合には、計画書のコード番号欄に「17-01」と記入し、[想定される苦痛のカテゴリー]の項目を選択する必要はありません（苦痛度は動物実験委員会において確定します）。

#### [想定される苦痛のカテゴリー]

- ・[実験類別と実験処置]で記入した中で最も苦痛度の高いカテゴリーを選択する。

- ・実験手技の習得等を目的とする実習や実技講習・教育訓練の場合には、対象となる手技の苦痛度を原則として1ランクあげることが推奨されている。

#### [動物の苦痛軽減・排除の方法]

- ・複数の動物種を用いる場合には、[使用動物]に対応させて動物種ごとに該当項目を選択する。
- ・項目3を選択し、麻酔薬や鎮痛薬等を使用する場合には、( )に薬剤名を記入する。
- ・項目4.5.6を選択した場合は、[実験計画]の実験方法欄に具体的理由や根拠を記入する。
- ・項目7を選択した場合は、( )に合理的な根拠を記入する。

#### [安楽死の方法]

- ・項目1を選択し、麻酔薬等で安楽死させる場合には、( )に薬剤名及び投与量や投与経路を記入する(注射麻酔では適量の3倍量がめやすとなります)。
- ・項目3を選択した場合には、( )に具体的に記入する。
- ・項目4を選択した場合は、( )にその理由を記入する。
- ・塩化カリウム溶液投与等による心停止を図る必要がある場合には、必ず麻酔下で行うことを明示する。
- ・具体的な処分方法については、「動物の処分方法に関する指針」(総理府告示第40号)に従うこととなります。(「実験動物研究施設利用の案内」に掲載してあります)。

#### [安全管理上注意を要する実験]

- ・各項目について該当する項目を選択する。項目2及び3については( )内のレベルも選択する。
- ・遺伝子組換え動物(ノックアウト動物も含む)の作出や維持・使用は、ほとんどが「組換えDNA体を用いる実験」に該当します。「福島県立医科大学組換えDNA実験安全管理規程」に従い、組換えDNA実験安全委員会の審議を受けた計画書の写しと承認書の写しを添付する(申請中の場合には承認後に必ず提出すること)。
- ・麻薬指定の薬剤を使用する場合は、麻薬研究者の免許を取得する必要があります。臨床医が取得する医療用の麻薬施用者免許とは異なりますので注意してください。
- ・学術研究の目的で覚せい剤原料(医薬品であるか否かを問わない)を使用する場合、都道府県知事から覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者の指定を受ける必要があります。病院等の資格で購入した医薬品である覚せい剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

その他、不明な点については、動物実験委員会審査事務委員(関口特任教授、若井学内講師)に照会してください(内線2831・2832, eac@fmu.ac.jp)。

## 福島県立医科大学動物実験計画書審査事務処理内規

平成20年1月10日動物実験委員会制定

一部改正 平成21年 1月 7日

一部改正 平成21年11月30日

一部改正 平成23年 1月 7日

一部改正 平成24年 1月12日

一部改正 平成25年 1月25日

### (目 的)

第1 この内規は、福島県立医科大学動物実験規程（以下「実験規程」という。）及び福島県立医科大学動物実験委員会規程（以下「委員会規程」という。）に基づき、本学における動物実験計画書の審査事務処理について必要な事項を定める。

### (計画書)

第2 委員会規程別記様式に定める動物実験計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たっては、事前に動物実験委員会審査事務担当委員（医学部附属実験動物研究施設の職指定委員、以下「審査事務委員」という。）の助言を得て作成することとし、原則として、医学部附属実験動物研究施設（以下「研究施設」という。）のアドレス（[eac@fmu.ac.jp](mailto:eac@fmu.ac.jp)）に対して、動物実験計画承認申請書（実験規程様式第1号）に添付し、提出（電子申請）するものとする。

2 審査事務委員は、提出された計画書の内容について確認した後、書類として出力し、事務局総務課大学管理係（以下「事務局」という。）に送付するものとする。

### (収 受)

第3 事務局は、計画書を受理した場合は、收受印を押すとともに動物実験に関する一連の番号を付し、管理するものとする。

### (諮 問)

第4 学長（事務局）は、收受した計画書について、速やかに動物実験委員会（以下「委員会」という。）に対し、実験の可否について諮問するものとする。

### (審 査)

第5 委員会は、学長からの諮問を受け、計画書の審査事務を毎月原則として第1週と第3週に取りまとめて行うものとする。

ただし、当該年度における最終審査は、1月の第4金曜日までに受理されたものに限る。

2 原則として、通常の審査は、メーリングリスト等学内LANを利用して速やかに行うものとする。

ただし、委員長の判断により、特に問題のある案件については、委員会を開催し、審議するものとする。

3 委員会の委員が、動物実験責任者又は動物実験実施者である案件については、当該委員は審査に加わらない。

4 特に問題のない案件と委員長が判断した場合には、委員会での審査を省略することができる。

(分 類)

第6 動物実験の実験類別による苦痛度は、別表1に定める実験処置コード表に基づき計画させるものとする。

2 委員会では、動物実験についてその苦痛の程度により、別表2に定めるカテゴリー区分の分類を行うものとする。

なお、カテゴリー分類の確定については、予め、委員長及び委員会で承認された2名の委員（以下「審査員」という。本多委員、若井委員）により行うものとする。この3名の意見が一致しない場合は、委員会において分類を行う。

また、審査員自らが行う動物実験計画の判定には、当該審査員は加わらない（残りの2名で判定する）ものとする。

(答 申)

第7 カテゴリー分類の確定において、「A」と判断されたものは、審査の対象としない。「B」に該当するものと判断されたものについては、審議結果が容易に推測できるものとみなし（第5の第4項に該当）、直ちに委員長は学長に対し「動物実験計画に問題がない」旨答申できるものとする。

2 継続分の申請で、毎年3月31日までに提出された計画書については、審査員において問題がないと判断した場合は、委員会での審査を省略し、委員長が答申することができる。

ただし、使用動物種や実験方法等に著しく変更のあるものについては、この限りではない。

3 答申は、審査事務委員が出力した計画書の「動物実験委員会審査結果」欄に、委員長が承認印を押印することにより行う。

ただし、委員長が動物実験責任者又は動物実験実施者の場合、又は海外出張等で長期不在の場合は、副委員長が代行するものとする。

(承 認)

第8 事務局は、委員会から答申があった場合は、実験規程様式第1号の2により、申請者に対して通知するものとする。

(報 告)

第9 動物実験責任者は毎年度末までに、動物実験実施報告書（実験規程様式第2号）により、事務局を経由して、学長に報告するものとする。

なお、事務局で受理後、動物実験実施報告書を審査事務委員へ書類を回付するものとする。

附 則

1 この内規は、平成20年1月10日から施行する。

2 この内規の施行日の前に、処理されている計画書については、この内規の規定に基づいて処理されたものとみなす。

附 則

この内規は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する

別表 1

## 実験処置コード表（平成25年度版）

分類	処置	苦痛度	コード番号
個体識別 01	色素塗布・毛刈り	B	01-01
	耳パンチ・耳カット・入れ墨	B	01-02
	耳ピアス・タグ・イヤリング	B	01-03
	マイクロチップ（ICチップ）皮下刺入	B	01-04
保定・特殊飼育 02 (持続時間により苦痛度が変わる)	用手	B	02-01
	適切な保定器	B	02-02
	用具・器材による拘束（保定器以外のもの）	C	02-03
	行動制限ケージ	C	02-04
制限給餌等 03 (3日以内で体重が20%以上減少した場合は直ちに中止)	給餌制限（半日以上1日以内）	C	03-01
	給餌制限（1日以上）	D	03-02
	給水制限（2時間以上半日以内）	C	03-03
	給水制限（半日以上）	D	03-04
身体・行動測定 (無麻酔) 04	体重・体長・体格測定	B	04-01
	体温測定	B	04-02
	握力測定	B	04-03
	運動量測定（強制せず）	B	04-04
	行動観察（自発的レバー押しを含む）	B	04-05
	記憶・学習測定（迷路学習・嫌悪学習を含む）	C	04-06
	水迷路学習（飼育室温以上の水温）	D	04-07
	摂食量・飲水量測定（味覚嗜好性）	B	04-08
	非観血的血压測定（保定拘束状態により苦痛度異なる）	B/C	04-09
	心電図検査（保定拘束状態により苦痛度異なる）	B/C	04-10
	脳波測定（保定拘束状態により苦痛度異なる）	B/C	04-11
	超音波検査（保定拘束状態により苦痛度異なる）	B/C	04-12
(麻酔下) 05	観血的血压測定	B	05-01
	気道抵抗測定	B	05-02
	膀胱内圧測定・尿道内圧測定	B	05-03
	心電図検査	B	05-04
	超音波検査	B	05-05
	X線検査	B	05-06
	CT・MRI	B	05-07
採血・採材 (無麻酔) 06	動脈・静脈（単回）	B	06-01
	動脈・静脈（経時的／頻回）	C	06-02
	眼窩静脈叢（無麻酔が必要な理由を明記すること）	C	06-03
	腹水	C	06-04
	尿・糞・唾液	B	06-05

分類	処置	苦痛度	コード番号
	被毛・毛根	B	06-06
	皮膚バイオプシー	B	06-07
	精液	B	06-08
	テールカット	C	06-09
(麻酔下) 07	動脈・静脈 (単回)	B	07-01
	動脈・静脈 (複数回) ・心臓穿刺	C	07-02
	諸臓器の摘出	C	07-03
	眼窩静脈叢	B	07-04
	留置カテーテル	B	07-05
	尿	B	07-06
	テールカット	B	07-07
投与 (無麻酔) 08	吸入	B	08-01
	点鼻・点眼	B	08-02
	経口	B	08-03
	経口 (胃ゾンデ・カテーテル ; 投与量により異なる)	B/C	08-04
	経皮 (パッチ) ・経粘膜	B	08-05
	皮内・皮下	B	08-06
	筋肉内	B	08-07
	動脈・静脈内	B	08-08
	腹腔内	B	08-09
	直腸内	B	08-10
	体内 (皮下) 留置ポンプによる持続投与	C	08-11
	四肢フットパッド内	C	08-12
	混合餌	B	08-13
	飲水溶解 / 懸濁	B	08-14
	抗体作成のための抗原物質 (微生物を除く) の投与	C	08-15
(麻酔下) 09	点鼻・経鼻	B	09-01
	気管内	B	09-02
	動脈・静脈内	B	09-03
	眼球内	C	09-04
	脳・脳室内・脊髄内	C	09-05
	門脈内	C	09-06
	消化管内	C	09-07
	神経根投与・末梢神経への投与 (ブロックを除く)	C	09-08
最終処分 (無麻酔) 10	頸椎脱臼 (要トレーニング)	B	10-01
	断頭 (保定、鋭利なブレードの使用)	B	10-02
	炭酸ガス (ボンベのみ, ドライアイスを除く)	B	10-03
	安楽死処置として認められたその他のガス	B	10-04
	麻酔薬の過剰投与	B	10-05
(麻酔下) 11	全採血・放血	B	11-01
	断頭	B	11-02

分類	処置	苦痛度	コード番号
	灌流固定	B	11-03
	塩化カリウム溶液静注	B	11-04
手術・移植 12	気管内挿管	B	12-01
	カテーテル埋込み・ポンプ留置	C	12-02
	動脈・静脈内カニューレーション	C	12-03
	脳内カニューレーション（一過性薬剤投与を含む）	C	12-04
	バルーンカテーテル	C	12-05
	動脈結紮・静脈結紮（深部）	C	12-06
	精管結紮・卵管結紮	C	12-07
	採卵	C	12-08
	胚移植	C	12-09
	卵巣移植・摘出	C	12-10
	精巣内細胞移植	C	12-11
	皮下移植	B	12-12
	静脈内移植	B	12-13
	腹腔内移植	B	12-14
	臓器内移植	C	12-15
	皮膚移植	C	12-16
	血管移植・抹消神経移植	C	12-17
	臓器移植	D	12-18
	X線照射（骨髄の機能破壊）	D	12-19
	X線照射（免疫抑制）	C	12-20
	テレメトリー送信器埋込み	C	12-21
	電極埋込み	C	12-22
	電気刺激（苦痛による反応行動がある場合はC）	B/C	12-23
	帝王切開	C	12-24
新生仔蘇生	B	12-25	
人工哺育・里子	B	12-26	
疾患モデル作成 13 （最大限の病態が 得られることを前 提，系統維持モデ ル動物の導入は除 く）	気管切開・喉頭部損傷	C	13-01
	心筋梗塞・虚血	D	13-02
	脊髄損傷	D	13-03
	末梢神経変性・損傷・切断	C/D	13-04
	自己免疫疾患（アジュバント含む）	D	13-05
	肥満・糖尿病	C	13-06
	嘔吐	C	13-07
	移植がん（継代含む）	D	13-08
	発生にかかわるモデル	C	13-09
	脳・神経系疾患モデル	D	13-10
	皮膚疾患モデル	C	13-11
	全層皮膚欠損モデル（欠損面積に留意）・創傷（外傷）モデル	D	13-12
	骨・筋・コラーゲン疾患モデル	D	13-13

分類	処置	苦痛度	コード番号
	心肥大モデル	D	13-14
	高血圧モデル (脳卒中を含む) ・循環器複合モデル	D	13-15
	肺疾患モデル	D	13-16
	胃炎・腸炎モデル	D	13-17
	腎・泌尿器疾患モデル	D	13-18
	血液疾患モデル	D	13-19
	免疫系モデル	C	13-20
	代謝疾患モデル	D	13-21
	シグナル伝達系のモデル (がんを含む)	D	13-22
	肢・尾部緊縛性ショックモデル	D	13-23
生理・薬理・毒性 14	テールフリッキング	C	14-01
	痛覚確認ピンチングテスト	C	14-02
	ホットプレートによる痛覚テスト	C	14-03
	単回投与毒性	D	14-04
	反復投与毒性	D	14-05
	生殖発生毒性	C	14-06
	がん原性	D	14-07
	CO吸入暴露・CO <sub>2</sub> 吸入暴露による低酸素モデル	D	14-08
腫瘍 (発がん) 15	発がん (最大限の病態を前提とする)	D	15-01
	薬剤投与 (副作用により苦痛度が異なる)	B/C	15-02
感染・寄生 16	顕性感染 (致死を含む)	D	16-01
	不顕性感染	C	16-02
	微生物投与による抗体作製 (アナフィラキシーショック回避)	C	16-03
	アナフィラキシーショック (エンドポイントを設定する)	D	16-04
その他 17 (01~16に該当しないもの)			17-01

## 実験処置コード表の使用について

苦痛度 A：生物個体を用いない実験あるいは細菌、原虫などを用いる実験（審査の対象外）

苦痛度 B：脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験

苦痛度 C：脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスまたは痛み（短時間持続するもの）を伴うと思われる実験

苦痛度 D：脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛みを伴うと思われる実験

苦痛度 E：無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えるとと思われる実験

- 1) 該当する実験処置を実験処置コード表より選び、該当する苦痛度およびコード番号を「動物実験計画書」の「実験類別と実験処置」のそれぞれの欄に記入する。
- 2) 実験処置が2種類以上にわたる場合は、主たる処置について苦痛度の高い順にコード番号を記入する。
- 3) 「動物実験計画書」の[想定される苦痛のカテゴリー]では、前記項目2)の最高ランクに該当する苦痛度（B～Eのいずれか）を選択する。安楽死後の臓器摘出はBに該当。
- 4) 実験手技の習得等を目的とする実習や実技講習については、対象となる手技の苦痛度を原則として1ランクあげて申請する。
- 5) 表に該当する実験処置が含まれないときには、「動物実験計画書」のコード番号欄に「17-01」と記入し、[想定される苦痛のカテゴリー]欄は選択せず、動物実験計画書を提出する（苦痛度は動物実験委員会において確定します）。

別表 2：カテゴリー区分の分類

苦痛度 A：生物個体を用いない実験あるいは細菌、原虫などを用いる実験

苦痛度 B：脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験

苦痛度 C：脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスまたは痛み（短時間持続するもの）を伴うと思われる実験

苦痛度 D：脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛みを伴うと思われる実験

苦痛度 E：無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えると  
と思われる実験

(Scientists Center for Animal Welfare: SCAWによる動物実験の倫理的カテゴリーに準拠)

## 福島県立医科大学動物実験室等承認申請書記入の手引き

### A 全体的注意事項

- (1) 学内で、実験動物を恒常的に飼育若しくは保管、又は動物実験等を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）を設置する場合は、学長の承認（飼養保管施設（設置・変更）承認申請書）が必要となります。  
また、上記飼養保管施設以外で、実験動物に実験操作等を行う実験室を設置する場合にも、学長の承認（動物実験室（設置・変更）承認申請書）が必要となります。
- (2) 医学部附属実験動物研究施設（以下「実験動物研究施設」という。）については、施設長が施設全体を飼養保管施設として承認を得ますので、実験動物研究施設内で飼育から実験まで行う場合は、申請の必要はありません。又、実験動物研究施設内で安楽死をさせてから、動物の死体を講座の実験室に持ち込み、組織を摘出・処理する場合には、動物実験室としての承認申請を行う必要はありません。
- (3) 作成の際は、パソコンのワープロソフト等を使用して明瞭に記入してください。
- (4) 申請書の申請者は、学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する各所属長（（看護学部にあつては学部長、実験動物研究施設にあつては施設長）以下「管理者」という。）になります。
- (5) 申請の際は、施設の位置図（配置図）及び施設内の平面図を添付する必要があります。図面の縮尺にはこだわりませんが、位置図は学内での場所が特定できるもの、平面図は当該施設概況（実験装置等の配置が分かる程度）が確認できるものでお願いします。場合によっては、写真の添付を求めることがあります。
- (6) 動物実験委員会記入欄及び学長承認欄には何も記入しないでください。
- (7) 施設の内容によっては、動物実験委員会委員による状況確認を行う場合もあります。
- (8) 学長から動物実験施設等に対する承認がされた場合、その承認についての期限はありませんが、申請者である施設の管理者が変更になった場合や施設の概要（飼養保管施設）、実験室の概要に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請を行ってください。
- (9) なお、不明な点については、動物実験委員会事務担当委員（実験動物研究施設職指定委員）にお尋ねください。（内線2831、内線2832）
- (10) 動物実験施設等承認申請書は、実験開始の2ヶ月前までに、事務局総務課大学管理担当（内線2013）に提出してください。

### B 飼養保管施設（設置・変更）承認申請書の記入

#### 1 [施設の名称]

学内における施設の名称を記入してください。  
（講座内での通称等は使用しないこと）

#### 2 [施設の管理体制]

管理者、実験動物管理者、飼養者毎に、所属・職・氏名及び連絡先を必ず記入してください。（管理者、実験動物管理者のいずれかの方が不在の場合は、管理体制が不備とみなされ、飼養保管施設としては承認されません。）

#### 3 [施設の概要]

##### (1) 建物の構造

建物の素材（鉄骨、コンクリート、木造等）と規模（建築面積）を記入してください。詳細な面積が不明の場合は、実測した面積でも結構です。

**(2) 空調設備**

空調設備の内容については、詳細に記入してください。

**(3) 飼養保管する動物種**

飼養する動物については、その種別（イヌ、ウサギ、ラット、マウス等）を具体的に記入してください。

**(4) 飼養保管設備**

飼育する設備（飼育ケージや飼育用棚、キャビネット等）毎に、その内容を詳細に記入してください。

**(5) 逸走防止策**

逸走防止のための設備（前室の有無等）について、その内容、規模、規格等を詳細に記入してください。何らかの防止策が講じられていない場合には、飼養保管施設として承認されません。

**(6) 衛生設備**

飼育器材類の洗浄や消毒、滅菌のための設備等、その設備の名称・規格等を詳細に記入してください。これも、(5)と同様、承認のための必須事項となります。

**(7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策**

周辺への悪影響を防止するための措置が講じられている場合は、その対策毎にその内容を詳細に記入してください。

**4 [特記事項]**

化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の特別な設備等があれば、その内容（構造・規格等）を記入してください。

**C 動物実験室（設置・変更）承認申請書の記入**

**1 [実験室の名称]**

学内における施設の名称を記入してください。

（講座内での通称等は使用しないこと）

**2 [実験室の管理者]**

ここには、施設の管理者を含め、実態としての実験室の責任者について、その所属・職・氏名及び連絡先を記入してください。

**3 [実験室を設置する理由]**

実験室を設置しなければならない理由を明確に記入してください。（安易な理由の場合は、承認されない場合があります。）

**4 [実験室の概要]**

**(1) 実験室の面積**

建築面積を記入してください。詳細な面積が不明の場合は、実測した面積でも結構です。

**(2) 実験に使用する動物種**

実験に使用する動物の種別（イヌ、ウサギ、ラット、マウス等）を具体的に記入してください。

**(3) 実験設備**

実験設備について、その具体的な規格・内容（動物用保温手術台、滅菌手洗い装置、手術用照明装置、データ取得装置等）を記入してください。

**(4) 逸走防止策**

逸走防止のための設備（前室の有無、窓や排水口の封鎖等）について、その内容、規模、規格等を詳細に記入してください。何らかの防止策が講じられていない場合には、実験室として承認されない場合があります。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

周辺への悪影響を防止するための措置が講じられている場合は、その対策毎にその内容を詳細に記入してください。

5 [特記事項]

化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の特別な設備等があれば、その内容（構造・規格等）を記入してください。

《参 考》

－動物実験施設等としての要件：福島県立医科大学動物実験規程から抜粋－

（飼養保管施設の要件）

第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物種に応じた飼育設備、衛生設備及び逸走防止のための設備、又は構造を有すること。
- (2) 飼育施設の周辺環境及び居住者等に悪影響をおよぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。
- (3) 実験動物管理者が配置されていること。

（実験室の要件）

第11条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

## 福島県立医科大学動物実験飼養保管施設等審査事務処理内規

平成20年1月10日動物実験委員会制定

一部改正 平成21年1月1日

一部改正 平成24年1月12日

### (目的)

第1 この内規は、福島県立医科大学動物実験規程（平成19年4月1日規程第2号）（以下「実験規程」という。）及び福島県立医科大学動物実験委員会規程（平成19年10月1日規程第42号）（以下「委員会規程」という。）に基づき、本学における実験動物を恒常的に飼育若しくは保管、又は動物実験等を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）及び動物実験を行う実験室や実習室（以下「実験室」という。）の承認事務処理について必要な事項を定める。

### (申請書)

第2 管理者（各所属の長、看護学部にあつては、学部長）は、飼養保管施設及び実験室を設置するときは、事前に動物実験委員会事務担当委員（医学部附属実験動物研究施設職指定委員）の助言を得て、動物実験開始の2ヶ月前までに、実験規程に定める飼養保管施設（設置・変更）承認申請書及び動物実験室（設置・変更）承認申請書（以下「施設等承認申請書」という。）を事務局総務課大学管理係（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

2 申請し、承認を受けた飼養保管施設及び実験室については、施設の規模・構造、動物実験の内容に著しい変更がない場合は、年度毎の申請を要しない。

3 施設等承認申請書を提出する際は、施設の位置図・平面図等を添付させるものとする。ただし、変更申請の際、施設の位置・構造等に変更がない場合は、省略することができる。

### (収受・諮問)

第3 事務局は、施設等承認申請書を受理した場合は、収受印を押すとともに、受付月日を記入し、動物実験委員会（以下「委員会」という。）へ回付することにより、施設の可否について諮問するものとする。

### (審査)

第4 委員会は、事務局から回付された施設等承認申請書を審査し、必要があれば、当該施設の状況確認を行うものとする。

2 委員会では、申請された飼養保管施設及び実験室の適否を検討するため、委員長及び委員会で承認された2名の委員（以下「審査員」という。）で、事前審査を行い、意見が一致した場合は、委員会での審議を省略することができる。

ただし、3名の意見が一致しない場合は、委員会において審議を行うこととする。審査員自らが申請する飼養保管施設及び実験室の審査の場合には、当該審査員は関与しない（残りの2名で協議）ものとする。

### (答申)

第5 審査員の審査の結果は、委員長が、施設等承認申請書の「動物実験委員会記入欄」に記載のうえ、学長に答申するものとする。（申請者が委員長の場合は、副委員長が代理

者として記入する。)

(承認)

第6 事務局は、委員会から答申があった場合は、別途発議のうえ、承認する場合は施設等承認申請書の「学長承認欄」に承認番号を記入し、承認しない場合は、その理由を付して申請者に送付するものとする。

(廃止届)

第7 管理者は、飼養保管施設及び実験室としての使用を廃止した場合は、速やかに飼養保管施設等廃止届（実験規程様式第5号）により、学長に届け出るものとする。

なお、事務局は、速やかにこの廃止届けを委員会へ回付するものとする。

2 委員会は、承認後1年間実験の実績のない施設については、廃止届けの提出を求めることができる。（実験の実績がない場合には、原則として飼育保管施設や実験室としての承認は行わない。）

附 則

この内規は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年1月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年1月12日から施行する。

## 医学部附属実験動物研究施設利用者協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 医学部附属実験動物研究施設（以下「施設」という。）における円滑な共同利用を図るため、実験動物研究施設利用者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 施設を利用する所属の長が推薦する教員若しくは職員（各所属ごと2名）。
- (2) 実験動物研究施設長（以下「施設長」という。）及び施設に所属する准教授並びに職員。
- (3) その他、施設長が認める者。

2 協議会には、会長を置き、会長には施設長を充て、副会長は構成員の互選により定める。

### (任期)

第3条 前条第1項第1号及び第3号に基づく構成員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員により補充された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (構成員の招集等)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 4 会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求めることができる。

### (協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 実験動物研究施設の運営に関すること。
- (2) 実験動物に係る感染症の防止に関すること。
- (3) その他必要な事項。

### (医学部教授会等への報告)

第6条 施設長は、協議内容のうち重要事項については、医学部教授会、又は教育研究審議会に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、施設において行う。ただし、前条に係る事務については、総務グループで処理する。

(その他)

第8条 協議会の運営に関して必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年度に係る内容を協議するため、平成17年度中に協議した内容については、この要領に基づく協議会で協議したものとみなす。

# 福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設管理運営規程

(平成18年4月1日規程第11号)

一部改正 平成19年2月2日規程第110号

一部改正 平成20年3月11日規程第69号

一部改正 平成21年8月27日規程第24号

## (趣旨)

第1条 この規程は、医学部附属実験動物研究施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (施設の管理運営)

第2条 施設の管理運営は、実験動物研究施設長（以下「施設長」という。）が行うものとする。

## (施設の利用)

第3条 施設を利用できる者は、本学の教職員、病院助手、研修医、大学院研究生、博士研究員、大学院生及び学生とする。ただし、その他の者にあっても、施設長の許可を得れば利用できる。

2 施設を利用しようとする者は、実験動物研究施設利用者登録票（別記様式）により利用者登録を行い、施設長が指定する講習を受講しなければならない。

3 (削除)

4 利用者は、別に定める福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設使用細則（平成18年4月1日細則第2号）（以下「施設使用細則」という。）を遵守しなければならない。

## (動物の入手)

第4条 利用者の必要とする実験動物は、施設使用細則に定められた手続きにより入手するものとし、その費用は利用者の負担とする。

## (動物の検疫及び飼育管理)

第5条 実験動物の検疫は、施設長が所定の方法で行うものとする。また、飼育中の動物が実験に適さないと認められるときは、施設長は適正な措置を講じることができる。

2 施設内における動物の飼育配置は、施設長が定める計画によるものとする。

3 実験動物の一般的な飼育は、施設長が行う。ただし、少数の動物や特殊な飼育方法のものは、施設長の許可を得て利用者が行うものとする。

4 一般飼育に関する方式は、施設長が定めるものとする。

## (飼育経費)

第6条 施設長が行う一般飼育に要する飼料その他の消耗物品は、原則として施設長が

所定の手続を経て購入する。ただし、これに要する費用は、利用者の負担とし、その額は実験動物利用者協議会（以下「協議会」という。）で定める料金表によるものとする。

2 前項の飼育経費等について、大学運営経費、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金又は奨励寄附金等により負担する場合は、当該予算を実験動物研究施設予算に振り替えるものとする。

（実験経費）

第7条 利用者の実験に要する費用は、利用者の負担とする。

（流行性出血熱に対する措置）

第8条 流行性出血熱に対する措置は、文部省が定めた流行性出血熱（韓国型出血熱）予防指針（昭和56年6月）によるものとする。

（事故等に対する措置）

第9条 動物の飼育または実験中において不慮の事故が発生した場合は、研究施設職員、利用者等は直ちに応急の措置を施すとともに施設長等に報告し、その指示を受けるものとする。

2 施設長は、前項の報告を受け、または事故等が発生する恐れのあることを発見したときは、総務課長と協議して、必要な対策を立てるとともに、学部長に報告するものとする。

（利用の規制）

第10条 利用者が施設使用細則その他の規程に著しく違反し、または他に迷惑を与えたときは、施設長は利用の中止または制限を行うことができる。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、施設長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(別記様式)

※登録番号	
-------	--

### 実験動物研究施設利用者登録票

年 月 日提出	所属長印	
(フリガナ) 利用者氏名 (メールアドレス)		
所 属 等	講 座 (部、室、科) 職 名 ( ) 内 線 ( )	
使用予定動物 (数)		
施設利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
研 究 課 題		
実 験 概 要		
動 物 実 験 承 認 番 号		
備 考		

本学の教職員以外の登録には、備考欄に指導教員の記名を必要とする。

#### ※実験動物研究施設記入欄

ICカード番号	登録年月日

施 設 長	准教授	担 当 者

# 福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設使用細則

昭和63年 2月18日 制 定  
平成18年 4月 1日 改 正  
平成20年 4月 1日 改 正  
平成22年10月 1日 改 正

## (目 的)

第1条 この細則は、福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設管理運営規程（以下「規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、医学部附属実験動物研究施設（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (施設の出入り)

- 第2条 利用者は、予め利用者登録をし、機械警備用 I Cカード（以下「I Cカード」という。）を用いて施設への出入りを行うこと。
- 2 利用者が I Cカードを汚損したり紛失したりした場合には、すみやかに福島県立医科大学機械警備 I Cカード紛失届により再発行を受けること。
  - 3 利用者は、備え付けの上履きに履き替え、所定の予防衣や実験衣に着替えること。
  - 4 動物飼育室及び施設長の指定する実験室の出入りは、利用者及び研究施設職員のみとし、入退室の際は手指の消毒を行うこと。

## (実験動物の入手)

- 第3条 実験動物（以下「動物」という。）は、施設に実験動物購入・飼育依頼書（様式第1号）を提出し協議した後、施設が発注し、その代金支払いは利用者が行う。
- 2 検収した動物についてはその飼育期間を厳守すること。やむをえない事情により飼育期間を延長する場合には飼育期間延長届（様式第2号）により施設長の承認を受けること。ただし、延長期間は60日以内とし、再延長は認めない。

## (実験室等の使用上の注意)

- 第4条 利用者は、共同利用の実験室等を使用する場合には、実験室等使用申込書（様式第3号）を施設長に提出すること。
- 2 実験室及び手術室等の使用を予約したにもかかわらず使用しない場合には、当日もしくは当日が休日の場合にはその翌日の午前中までに取消しの連絡を施設受付に行うこと。この連絡がない場合には、使用したものとみなす。
  - 3 施設に備え付けのない実験器具、手術器具、ガーゼ、圧布及び実験にかかわる消耗品等は、利用者がそれぞれ持参するものとする。
  - 4 高圧蒸気滅菌を必要とする物品類は、使用日の2日前までに所属と氏名を明記してカーストに収容、又はパッキングをして滅菌依頼書（様式第4号）により施設長に提出すること。また、低温ガス滅菌を必要とするものは、使用日の1週間前までに施設長に依頼すること。ただし、休日等には、滅菌作業は行わない。

- 5 利用者は、実験室の維持管理及び滅菌にかかわる諸経費の一部を負担する。それらの額については、施設長が定める。
- 6 施設内に実験器具等の物品を放置してはならない。ただし、やむをえず実験室等に物品を置く場合には、物品持込許可願（様式第5号）により施設長の許可を受けること。

（実験後の注意）

- 第5条 実験終了時には、次の使用に支障のないように利用者の責任において整理清掃を行うこと。
- 2 動物の屍体（摘出臓器、組織等も含む。）は、ポリ袋に入れ、所定のフリーザーに収納すること。
  - 3 動物の飼育や実験による廃棄物等は、本学における感染性廃棄物処理計画に従うこと。

（動物の移動）

- 第6条 施設内から講座等の実験室へ動物を移動するときは、施設長が指定する容器等を用いること。
- 2 退室した動物の再入室は原則として認めない。ただし、施設長が許可した場合にはこの限りではない。

（動物の交配・繁殖）

- 第7条 動物飼育室内での交配・繁殖は原則として行わないこと。
- 2 利用者は、実験の都合上、交配・繁殖を必要とする場合には、動物交配協議書（様式第6号）により施設長と協議しその協議事項に従うこと。
  - 3 交配・繁殖にかかわる経費については飼育経費とは別に利用者が所用額を負担する。その額については施設長が定める。

（その他）

- 第8条 動物飼育室及び実験室での飲食及び喫煙は、絶対に行わないこと。
- 2 施設の使用に関しては、施設職員の指示に従うこと。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、現に作成されている改正前の各規定に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※ 提出用2 及び 提出用3 は省略

提出用1

実験動物購入・飼育依頼書

提出日 平成 年 月 日

依頼者：\_\_\_\_\_ 所属：\_\_\_\_\_ 内線：\_\_\_\_\_

ID番号：\_\_\_\_\_ 動物実験承認番号：\_\_\_\_\_

動物種	系統	性別	匹数	週齢	体重(g)	飼育条件
生産業者			搬入業者			
実験開始日	平成 年 月 日		最終処分日	平成 年 月 日		
動物購入費支払	講座費・科学研究費・医学振興会・その他（ ）					
飼育経費支払	講座費・科学研究費・医学振興会・その他（ ）					
要望事項						

※実験動物研究施設記入欄

ラベル番号	飼育室	飼育経費単価	受付日	受付者	発注日
発注者	検収日	備 考			

※この用紙は3枚綴りです。提出用1 と 提出用2 は、検収希望日の1週間前までに実験動物研究施設へ提出して下さい。

福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設

様式第 2 号 (第 3 条関係)

### 飼育期間延長届

年 月 日

利用者職・氏名	ID 番号 :
所 属	内 線 :
動物実験承認番号	
動物種・系統・ ケージ数(匹数)	
ラベルカード番号	
飼 育 室	
当初の飼育期間	年 月 日 ~ 年 月 日
延 長 期 間	年 月 日まで
延 長 理 由	
※協 議 事 項	

承 認	施設長		准教授		担 当	
-----	-----	--	-----	--	-----	--

※印は記入しないこと。

注)延長期間は最大 60 日以内です。

様式第3号（第4条関係）

実験室等使用申込書

年 月 日

利用者氏名		ID番号( )
所属等	講座(科・室)	職名( ) 内線( )
使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
使用室名	(1F) 手術室(1)・手術室(2)・X線室・担がん動物実験室 (2F) 中動物実験室 (3F) 胚操作実験室・担がん動物検査室・X線CT室	
使用動物 (頭数)	( )	
施設内の使用機器		
持込機器		
実験・処置概要		
動物実験承認番号		
同時入室者氏名 (所属)		

実験動物研究施設記入欄

予約状況	無・有(氏名: )	受付年月日
回答	承諾・変更調整( )	
休日等の使用	許可・不許可( )	

承認	施設長		准教授		担当者	
----	-----	--	-----	--	-----	--

様式第4号（第4条関係）

## 滅菌依頼書

年 月 日

依頼者氏名	
所属等	講座(科・室) 内線( )
動物実験計画書番号	
期限	年 月 日 ( )まで
滅菌法	高圧蒸気滅菌          ホルムアルデヒドガス滅菌
滅菌物 (具体的に)	
缶(パック)の個数	
備考	

### 実験動物研究施設記入欄

受付	平成 年 月 日 ( )	担当	
滅菌	平成 年 月 日 ( )	担当	
確認	平成 年 月 日 ( )	担当	

注意：滅菌物は実験動物施設内または講座実験室で行なう動物実験等に用いる器材に限ります。

様式第5号（第4条関係）

物品持込許可願

実験動物研究施設長 様

年 月 日

利用者職・氏名	ID番号：
講座	内線（ ）
納期	年 月 日 ～ 年 月 日まで
動物実験計画書番号	
持込場所 （室名）	
物品名 （寸法、数量）	（ ）
使用目的	
※ 受付	年 月 日
※ 備考 （協議事項）	
※ 回答	許可・不許可（ ）

※ 承認	施設長		准教授		担当	
------	-----	--	-----	--	----	--

※印は記入しないこと。

## 動物交配協議書

年 月 日

利用者職・氏名	I D 番号：
所 属	内 線：
動物実験承認番号	
動 物 種 (雌親数, ケージ数)	
交 配 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
交配の必要性 〔離乳前に使用するのか。仔を育てて（何週齢）使用するのか等も記入すること。〕	
※ 協 議 事 項	飼育室は( )を使用すること

実験動物管理者	担当	
---------	----	--

※印は記入しないこと。

実験動物研究施設では、通常飼育における自家繁殖を原則として禁止しております。

協議内容厳守のこと。

## 感染動物実験室利用心得

この心得は、福島県立医科大学医学部実験動物研究施設管理運営規程第11条にもとづき、実験動物研究施設（以下「施設」という。）における感染動物実験室（以下「感染室」という。）を利用するに当たって、人及び動物への感染を防止し、かつ、感染室の円滑な管理運営を行うために定めるものである。

### 1 利用者

感染室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、施設を利用できる者のうち、実験動物研究施設長（以下「施設長」という。）が行う講習を受講しなければならない。

### 2 利用方法

感染室を利用する場合には、感染動物実験室利用申込書（様式1）に必要事項を記入し、利用の3週間までに施設長に提出する。施設長は、実験の安全性を検討の上、利用の可否を決定し、利用者に通知する。

### 3 入退室

- (1) 利用者は、ICカードを使用して感染室へ入室し、風除室にて感染室使用記録簿に必要事項を記入する。
- (2) 利用者は、感染室の使用に際し、施設長が指示する手順に従うこと。

### 4 動物、飼育器具等の搬入、搬出

- (1) 感染実験に使用する動物は利用者が検収する。
- (2) 感染室で使用する動物や飼育器具類（ケージ、給餌器、給水ビン、床敷等）は、パスルームから搬入する。
- (3) 感染室内で使用した飼育器、実験器具等は、高圧蒸気滅菌後または所定の消毒後に搬出する。
- (4) 動物の屍体は、所定のポリ袋に入れ作業前室内の冷蔵庫に入れておく。これらは施設職員が高圧蒸気滅菌の後搬出し、屍体保存室のフリーザーに入れる。
- (5) 採取組織等は標本ビン等に密封し、さらに密封容器またはポリ袋に入れ、殺菌灯照射やアルコール噴霧等適切な消毒を行った後にパスルームから搬出する。

### 5 使用動物種

感染室で使用できる動物種は、マウス、ラット、ハムスター、モルモット及びウサギとする。

### 6 使用病原体

感染室で取り扱うことのできる病原体は、国立予防衛生研究所病原体等安全管理規程（案）の諸種病原微生物の危険度分類表による危険度2b以下とする。

## 7 動物飼育

- (1) 感染室での動物の飼育は、利用者が行う。
- (2) 動物のケージは、飼育ボックスに入れ、実験操作、床敷の交換は、安全キャビネット内で行う。実験中の動物及びケージは動物飼育室内に放置してはならない。
- (3) ケージ交換は、週1回以上実施する。ただし、モルモット及びウサギのケージは、汚れの程度に応じて交換する。

## 8 実験処置等

- (1) 感染室での実験・処置にかかわる作業は、利用者が行う。
- (2) 病原微生物は原則として、各講座等で調整の上搬入し、感染室では希釈、投与等のみ行うものとする。
- (3) 実験終了後の動物の解剖、血液及び臓器採取、その他感染動物を取り扱う操作は、安全キャビネット内で行う。
- (4) 動物飼育室使用後は、毎回消毒液に浸した雑巾、モップ等で、実験台、床、安全キャビネット等を拭き掃除する。
- (5) 万一病原体を入れた容器を破損し又は転倒した場合は、直ちに消毒液で拭き取り危険を最小限にとどめ、速やかに施設長に届ける。
- (6) 感染室から退室する時はガス、水道、電気等を点検する。

## 9 緊急時の措置

感染室内での事故発生等緊急時には利用者は次の措置を講じる。

- (1) 各室ドア付近の壁にある非常ボタンを押す。
- (2) 動物の逃亡を防止し、微生物等が室外へ拡散するのを防ぐ。
- (3) 時間的余裕がある場合には、管理事務室または中央監視室、防災センターへ電話連絡し施設職員の指示を仰ぐ。
- (4) 非常口等から退避する。

## 10 その他

この心得に定めるもののほか、感染室の使用にあたっては施設長の指示に従うものとする。

### 附 則

この心得は、昭和63年 9月 1日から施行する。

### 附 則

この心得は、平成 5年 4月 1日から施行する。

## 胚操作実験室利用心得

この心得は、福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設管理運営規程第11条にもとづき、実験動物研究施設（以下「施設」という。）における胚操作実験室（以下「実験室」という。）の円滑な管理運営を行うために定めるものである。

### 1 実験室設置の趣旨

実験室は、施設内におけるマウス及びラットの胚操作（受精卵へのDNAの注入、胚盤胞への胚性幹細胞の注入、胚の移植など）、胚の凍結（受精卵、精子など）、並びに、これらに関連する処置を行うためのものである。

### 2 利用者

実験室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、施設の利用者登録を行った者とする。

### 3 利用方法

実験室を利用する場合には、実験室等使用申込書（福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設使用細則の様式3）を提出し、実験動物研究施設長（以下「施設長」という。）の承諾を受けるものとする。

### 4 入退室

実験室への入退室は、施設長が指示する手順に従うものとする。

### 5 消耗品等

実験のために使用する試薬類やガラス器具類等の消耗品は、利用者が持参するものとする。ただし、室内の清浄維持のための消毒剤等は施設で常備する。

### 6 実験室維持経費の負担

利用者は、実験室の安全性と清浄度維持のために必要な経費の一部を負担するものとする。その額については、実験動物利用者協議会の議を経て施設長が定める。

### 7 凍結胚の保存

処理凍結した胚は、実験室では保存せずに、利用者の所属実験室で保存するものとする。

### 8 その他

胚操作に際しては、関係実験指針をはじめ、関係諸規則に従うものとする。また、この心得に定めるもののほか、必要な事項については、施設長が定めるものとする。

## 附 則

この心得は、平成12年4月1日から施行する。

## 福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設における 共同利用研究機器利用心得

### 1 趣 旨

この心得は、福島県立医科大学医学部附属実験動物研究施設管理運営規程第11条にもとづき、実験動物研究施設（以下、「施設」という。）において管理する共同利用研究機器の円滑な利用を図るために、必要な事項を定める。ただし、共同利用研究機器（以下、「研究機器」という。）とは、別紙一覧に掲載のものをいう。

### 2 利用方法

利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、研究機器ごとに使用申込書（別記様式）を事前に提出し、実験動物研究施設長（以下「施設長」という。）の許可を得るものとする。

### 3 操作の習熟

利用者は、研究機器の取扱いならびに操作について、マニュアル等を熟知し、損壊させないように留意すること。特に、初めて使用する際には、メーカーの担当者、使用経験者もしくは施設職員等による操作指導を受けること。

### 4 記 帳

研究機器を利用する際には、備え付けの帳簿に必要な事項を記入すること。

### 5 消耗品

施設で維持管理する物品以外の消耗品類は、利用者が使用の都度持参すること。

### 6 費用の負担

利用者は、研究機器設置実験室等の維持経費の一部、ならびに研究機器の維持管理に必要な費用の一部を負担すること。これらの負担は、所属ごとの飼育経費と合算して処理するものとする。

### 7 修理費等

故障時には、修理費用等について関係者間で協議し、利用者に負担配分を求めることもある。

### 8 その他

この心得に定めるものの他、必要な事項は、施設長が別に定める。

### 附 則

この心得は、平成23年 7月 1日から施行する。

## 別紙

## 共同利用研究機器一覧

項 目		使用負担金 (円)
小動物用超音波高解像度イメージングシステム (Vevo)	( /日)	1,000
X線照射装置 (日立)	( /日)	500
動物用軟X線撮影装置 (ソフテックス)	( /日)	200
デジタルX線TV装置 (東芝)	( /日)	500
小動物用3DマイクロX線CT (アロカ)	( /日)	1,000
小動物用MRI (DSファーマバイオメディカル)	( /日)	1,000
動物用化学発光測定システム (I-Vis)	( /日)	1,000
CR装置 (X線画像ファイリング装置) (コカミルタ)	( /日)	100
ユニバーサルズーム顕微鏡 (ニコン)	( /日)	200
手術用顕微鏡 (カールツァイス)	( /日)	500
吸入麻酔装置 (NARCOBIT)	麻酔薬持込 ( /日)	200
血液生化学検査装置 (富士ドライケム)	(試薬持込) ( /検体)	50
全自動血球計数装置 (シスメックス)	( /検体)	300
小動物用テレメトリーシステム (ART/Gold4.2)	送信器持込 ( /日・ 受信ポート1枚当たり)	100
血圧測定装置 (マウス・ラット) (ソフトロン, PB-98A)	( /匹)	400

(別記様式)

小動物用超音波高解像度イメージングシステム 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 動物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
使用プローブ 〈焦点深度〉	<input type="checkbox"/> MS-700(50MHz), <input type="checkbox"/> MS-550S(40MHz), <input type="checkbox"/> MS-250(20MHz) 〈5.0mm〉 〈6.0mm〉 〈15.0mm〉
麻 酔 方 法	・吸入麻酔 (麻酔薬 : ) ・注射麻酔 (薬剤 : 投与方法 : ) ・その他 ( )
処理画像結果の取扱 (使用 USB)	使用 USB :
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設で維持管理するものは、麻酔システム用木炭フィルターと交換用麻酔システム回路セットです。 3. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 (消耗品の一覧を参照)。 4. 使用負担金は <u>1,000 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認					負担金計	円
-----	--	--	--	--	------	---

(別記様式)

### X線照射装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線 ( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 動物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
麻 酔 方 法	・イソフルレン吸入麻酔 ・注射麻酔 (薬剤 : 投与方法 : ) ・注射麻酔 - イソフルレン吸入麻酔併用
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
被 曝 線 量	線量計 (No. ) : $\mu Sv$
注 意 事 項	1. 機器使用者は所定のポケット線量計を携行し、使用後に被曝線量を記入すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>500 円</u> / 日です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

### 動物用軟X線撮影装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 動物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
麻 醉 方 法	・吸入麻酔 (麻酔薬 : ) ・注射麻酔 (薬剤 : 投与方法 : ) ・その他 ( )
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
被 曝 線 量	線量計 (No. ) : $\mu Sv$
注 意 事 項	1. 機器使用者は所定のポケット線量計を携行し、使用後に被曝線量を記入すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>200 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

#### 実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

### デジタルX線TV装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 動 物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
麻 酔 方 法	・吸入麻酔 (麻酔薬 : ) ・注射麻酔 (薬剤 : 投与方法 : ) ・その他 ( )
実 験 ・ 処 置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
被 曝 線 量	線量計 (No. ) : $\mu Sv$
注 意 事 項	1. 機器使用者は所定のポケット線量計を携行し、使用後に被曝線量を記入すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は 500 円/日です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

#### 実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

### 小動物用 3D マイクロ X 線 CT 装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線 ( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 動物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
麻 醉 方 法	・吸入麻酔 (麻酔薬 : ) ・注射麻酔 (薬剤 : 投与方法 : ) ・その他 ( )
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
被 曝 線 量	線量計 (No. ) : $\mu Sv$
注 意 事 項	1. 機器使用者は所定のポケット線量計を携行し、使用後に被曝線量を記入すること。 2. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 3. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 4. 基本的な取扱い方法を遵守すること。 5. 使用負担金は <u>1,000 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

#### 実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

小動物用MRI 使用申込書

平成 年 月 日

利 用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使 用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使 用 動 物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
実 験 ・ 処 置	
動 物 実 験 承 認 番 号	
備 考	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>1,000 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

動物用化学発光測定システム 使用申込書

平成 年 月 日

利 用 者	氏 名 : 所 属 : 内線 ( )
使 用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使 用 動 物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
フィルター (蛍光のみ)	<input type="checkbox"/> High(720-840nm) <input type="checkbox"/> Mid(580-700nm) <input type="checkbox"/> Low(500-620nm) ※装置のフィルター交換は施設で行います。
麻 酔 方 法	・吸入麻酔 (麻酔薬 : ) ・注射麻酔 (薬剤 : 投与方法 : ) ・その他 ( )
処理画像結果の取扱 (使用 USB)	使用 USB :
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>1,000 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

CR装置(X線画像ファイリング装置) 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線 ( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用カセット (枚 数)	・六切 ( 枚) ・四切 ( 枚) ・大四切 ( 枚) ・大角 ( 枚) ・半切 ( 枚)
CR 処理内容	
処理画像結果の取扱 (使用 USB)	使用 USB :
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>100 円</u> / 日です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

ユニバーサルズーム顕微鏡 使用申込書

平成 年 月 日

利 用 者	氏 名： 所 属： 内線( )
使 用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使 用 動 物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他臓器等 ( )
実 験 ・ 処 置	
動 物 実 験 承 認 番 号	
備 考	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>200 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

手術用顕微鏡 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 機 種	・ カールツアイス OPMI Vario (デジタルカメラ使用 : 有・無 )
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. ランプは施設側で維持管理します。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>500 円</u> / 日です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

### 吸入麻酔装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 機 種	・ NARCOBIT KN-472 ・
麻 酔 薬 (キャリアーガス)	・ イソフルレン ・ セボフルレン ( 酸素 , 空気 )
使用動物種	・ マウス ( ) 匹 ・ ラット ( ) 匹 ・ その他 ( ) 匹
実験・処置	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 吸入麻酔薬は使用者が準備すること。 2. 麻酔用回路および麻酔ガス吸着カートリッジは施設側で管理します。それ以外の消耗品については、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>200 円/日</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

実験動物研究施設記入欄

確 認				負担金計	円
-----	--	--	--	------	---

(別記様式)

### 血液生化学検査装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名： 所 属： 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
使用 機 種 (検査試薬キット)	・ FDC7000V                      ・ FDC3500 ( )
検 体 種 別 (検体数)	・ マウス用      ・ ラット用      ・ その他の動物 ( ) 用 [全血・血漿・血清・その他 ( ) ]      検体数 ( ) )
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 試薬スライドは使用者が準備すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>50 円</u> / 検体です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。 4. 施設に検査を依頼する場合には使用負担金は異なります。

#### 実験動物研究施設記入欄

一部負担費用	検体 × 円 = 円				
確 認				負担金計	円

(別記様式)

### 全自動血球計数装置 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名： 所 属： 内線( )
使用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
検 体 種 別 (検体数)	・マウス用 ・ラット用 ・その他の動物 ( ) 用 ( ) 検体
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は <u>300 円/検体</u> です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。 4. 施設に検査を依頼する場合には使用負担金は異なります。

#### 実験動物研究施設記入欄

一部負担費用	検体 × 円 = 円				
確 認				負担金計	円

(別記様式)

### 小動物用テレメトリーシステム 使用申込書

平成 年 月 日

使用 者	氏 名： 所 属： 内線( )
使用 期 間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )
使用 動 物 (匹 数)	・マウス ( ) ・ラット ( ) ・その他 ( )
使用送信器 型式(個数)	
実 験 概 要	
動物実験承認番号	
備 考 (同時使用者等)	
注 意 事 項	1. 送信器は実験者が準備し、予め埋め込み処置をしておくこと。 2. データ取得に必要な設定に習熟しておくこと。 3. データ取得期間の動物の飼育は実験者が行うこと。 4. 装置の作動状況は実験者が確認すること。 5. 動物の死亡に伴う送信器の摘出・回収は実験者が行うこと。 6. 使用負担金は、 <u>100 円/日・受信ボート 1 枚当たり</u> です。ただし、 維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。

#### 実験動物研究施設記入欄

一部負担費用	受信ボート枚数 使用日数				
	枚	×	日	×	円 =
確 認				負担金計	円

(別記様式)

血圧測定装置(マウス・ラット) 使用申込書

平成 年 月 日

利 用 者	氏 名 : 所 属 : 内線( )
使 用 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
備 考	
注 意 事 項	1. 処理結果の持ち出しには所定の USB 媒体を使用すること。 2. 施設が管理するもの以外の消耗品等は、使用者が準備すること。 3. 使用負担金は 400 円/匹です。ただし、維持費・修理費等で使用者側に負担をお願いすることがあります。 4. 施設に検査を依頼する場合には使用負担金は異なります。

実験動物研究施設記入欄

一部負担費用	匹 × 円 = 円				
確 認				負担金計	

## 実験動物の交配について

1. 通常飼育の実験動物の交配は原則として禁止しております。

マウスやラットの系統特性は、近交系の場合は兄妹交配により、クローズドコロニーの場合はランダム交配によって維持されております。このような方式を無視した交配は、動物の特性に変動を来す要因となります。

2. 実験の遂行上、やむを得ず交配する必要がある場合には、実験動物研究施設使用細則により「動物交配協議書」を提出し、実験動物管理者と協議することとなります。

3. 交配を行う場合、次の事項を厳守すること。

- (1) 「動物交配協議書」の協議内容に反しない。
- (2) 所定の方法により、離乳と種親の管理を行う。
- (3) 離乳時から仔を飼育経費の対象とする。
- (4) 交配計画に変更がある場合には、改めて「動物交配協議書」を提出する。

### 参 考

類 別	近 交 系	クローズドコロニー
マウス	AKR, BALB/c, C3H, C57BL/6, DBA, 他	ICR, dd系
ラット	BUF, F344, SHR, 他	DON, SD, Wistar, Long-Evans, 他

# 福島県立医科大学研究用微生物安全管理規程

(平成23年10月1日規程第35号)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学（以下「本学」という。）における研究用微生物の安全管理に関し必要な事項を定め、もって本学における研究用微生物による汚染を防止し、その適正な管理を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究用微生物 研究に用いる細菌、真菌、ウイルス、原虫及び寄生虫をいう。
- (2) 病原性 研究用微生物が何らかの機構により、ヒト又は動物に危害を及ぼす性質をいう。
- (3) B S L 厚生労働省組織令（平成12年6月7日政令第252号）第135条に基づき設置された国立感染症研究所が所管する国立感染症研究所病原体等安全管理規程（以下「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」という。）の「病原体等のB S L分類等」（以下「国立感染症研究所B S L分類」という。）に定めるバイオセーフティレベルをいう。
- (4) B S L 2、3及び4 国立感染症研究所病原体等安全管理規程に定めるB S L 2、B S L 3及びB S L 4をいう。
- (5) 研究用微生物管理区域 B S L 2及びB S L 3の研究用微生物の安全管理に必要な特定の区域をいう。
- (6) 職員・学生等 本学の職員及び学生並びに他機関から受け入れた研究員等のうち、この規程に従い職務上又は教育研究上、研究用微生物を取り扱う者をいう。

## 第2章 安全管理体制

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究用微生物の安全管理に関する業務を統括する。

### (職員・学生等の責務)

第4条 職員・学生等は、研究用微生物を取り扱うときは、この規程に定めるもののほか、関係法令等及び本学の関係規程に定める事項を遵守しなければならない。

### (委員会)

第5条 本学における研究用微生物の安全管理を図るため、本学に研究用微生物安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 研究用微生物の安全管理に関する理論的、技術的事項

- (2) 本規程及び研究用微生物を取り扱う実験に関する規程等の制定、改廃
  - (3) 研究用微生物実験に係る教育訓練及び健康管理
  - (4) 事故発生の際の必要な措置及び改善策
  - (5) その他研究用微生物実験の安全確保に関して必要な事項
- 3 委員会は、前項の調査、審議に関し、必要に応じ実験責任者及び微生物安全管理主任者に対し、報告を求めることができる。

(委員構成等)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究用微生物を取り扱う医学部の教授、准教授又は講師 若干名
  - (2) 予防医学等に関係する医学部の教授、准教授又は講師 1名
  - (3) 看護学部の教授、准教授又は講師 1名
  - (4) 組換えDNA実験安全委員会委員のうち医学部の教授、准教授又は講師の中から1名
  - (5) 動物実験委員会委員のうち医学部の教授、准教授又は講師の中から1名
  - (6) 微生物安全管理主任者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる委員は、各教授会の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の開催及び議事)

第8条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員は、学長の許可を受けようとする申請に係る実験責任者又は実験従事者となっている場合は、当該申請の審査に加わることができない。

(微生物安全管理主任者)

第9条 研究用微生物実験の安全を確保するため、本学に微生物安全管理主任者1名を置く。

- 2 微生物安全管理主任者は、関係法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した本学の教職員のうちから学長が任命する。
- 3 微生物安全管理主任者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 学長は、微生物安全管理主任者に事故があるときは、その職務を代理させるため、微生物安全管理主任者の代理者を選任しなければならない。

(微生物安全管理主任者の任務)

第10条 微生物安全管理主任者は、次に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 研究用微生物実験に係る試料、研究用微生物、実験施設及び設備の管理状況並びに研究用微生物実験の進捗状況を把握し、実験が関係法令及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 職員・学生等に対し指導助言を行うこと。
- (3) 研究用微生物管理区域内への立入りの許可を行うこと。
- (4) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理にあたること。

2 微生物安全管理主任者は、その任務を果たすにあたり、委員会と連絡を密にし、必要な事項について委員会に報告するものとする。

(実験責任者)

第11条 研究用微生物を利用する実験を実施しようとする場合は、実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、関係法令及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者とする。

3 実験責任者は、当該実験の遂行に責任を負い、次に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験の実施に際しては、関係法令及びこの規程を十分に遵守し、微生物安全管理主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理・監督に当たること。
- (2) 次章に定めるところにより、研究用微生物の取扱いに係る届け出又は申請を行い、許可を要するものについては学長の許可を受けること。なお、申請を変更しようとする場合も同様とする。
- (3) 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、委員会及び微生物安全管理主任者に報告すること。
- (4) その他実験の安全を確保するために必要な事項を実施すること。

### 第3章 実験の安全確保のための措置

(研究用微生物の危険度分類)

第12条 研究用微生物の危険性を分類する基準は、国立感染症研究所BSL分類を準用する。

2 学長は、研究用微生物の危険性の分類について、前項の基準によることが適切でないと判断した場合は、当該規定にかかわらず実験の方法及び取り扱う研究用微生物の量により当該研究用微生物の危険度分類を別に定めることができる。

(施設、設備の管理)

第13条 職員・学生等は、微生物安全管理主任者の指導及び助言のもと、取り扱う研究用微生物の危険度に応じ、研究用微生物管理区域及び実験設備等を適切に管理、運営するものとする。

(研究用微生物の取扱い)

- 第14条 実験責任者は、BSL2の研究用微生物を新たに用いて実験しようとするとき又は新たに保管しようとするときは、研究用微生物利用・保管届（別記様式第1号）により、学長に届け出なければならない。ただし、既に届け出た種別の研究用微生物については、その病原性が類似している場合はこの限りではない。
- 2 前項の届出事項に変更の必要が生じた場合は、その都度、学長に届け出なければならない。
- 3 実験責任者は、BSL3の研究用微生物を新たに用いて実験しようとするとき又は新たに保管しようとするときは、研究用微生物利用・保管申請書（別記様式第2号）を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 4 前項の申請事項に変更の必要が生じた場合は、その都度、学長に申請し、許可を受けなければならない。
- 5 職員・学生等は、BSL4に該当する研究用微生物を取り扱わないものとする。
- 6 実験責任者は、BSL2及びBSL3の研究用微生物を他の機関へ供与しようとするときは、研究用微生物供与申請書（別記様式第3号）を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 7 実験責任者は、BSL2及びBSL3の研究用微生物を廃棄したときは、研究用微生物廃棄届（別記様式第4号）により、学長に届け出なければならない。

(許可の可否等)

- 第15条 学長は前条第3項、第4項及び第6項の申請があったときは、委員会の審査を経て、当該申請の許可の可否を決定するものとする。
- 2 学長は、必要があると認めるときは、当該申請の内容の一部を変更して許可することができる。
- 3 学長は、当該申請の許可の可否について、申請を行った実験責任者の所属長を経て申請者へ通知するものとする。

(研究用微生物管理区域への立入制限)

- 第16条 微生物安全管理主任者及び第10条第1項第3号の規定に基づく許可を受けた職員・学生等以外の者は、研究用微生物管理区域へ立ち入ってはならない。ただし、微生物安全管理主任者の承認を得て一時的に立ち入る場合はその限りでない。

(研究用微生物管理区域の表示)

- 第17条 研究用微生物管理区域の出入口に、厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識を表示しなければならない。

(研究用微生物の運搬の制限)

- 第18条 研究用微生物を研究用微生物管理区域外へ移動させる場合または研究用微生物管理区域外から受け入れる場合は、関係法令等において定める運搬基準に基づき、当該微生物の散逸を防止できる専用の容器、包装及び外装を用いた方法によらなければならない。

(研究用微生物を取り扱う職員・学生等)

第19条 研究用微生物管理区域において、BSL2及びBSL3の研究用微生物を取り扱う職員・学生等は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 取り扱う研究用微生物に関し、その病原性、起こり得る汚染の範囲及び安全な取り扱い方法並びに研究用微生物管理区域の構造、使用方法、事故及び災害の発生等の緊急処置等について、十分な知識を有し、かつ、技術的訓練を受けている者
- (2) 第23条に規定する定期の健康診断を受け、異常の認められなかった者

(研究用微生物の処理)

第20条 BSL2及びBSL3の研究用微生物（これらに汚染されたおそれのあるものを含む。次条において同じ。）は、当該研究用微生物に最も有効な消毒滅菌方法により処理しなければならない。

(事 故)

第21条 次の各号に掲げる場合は、これを事故として取り扱うものとする。

- (1) 外傷その他により、BSL2またはBSL3の研究用微生物が職員・学生等の体内に入ったおそれがある場合
  - (2) 研究用微生物管理区域内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合
  - (3) BSL2及びBSL3の研究用微生物により、研究用微生物管理区域内が広範に汚染された場合又は学内が広範に汚染された可能性がある場合
  - (4) 職員・学生等の健康診断の結果、BSL2またはBSL3に該当する研究用微生物を取り扱ったことによるものと疑われる異常が認められた場合
  - (5) 第28条第3項に規定する報告があった場合
- 2 前項第1号から第4号の事故を発見した者は、遅滞なく委員会に通報しなければならない。
- 3 前項の通報を受けた委員会は、直ちに所要の応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の内容及び範囲並びに講じた応急措置の内容等を学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、必要があると認めるときは、危険区域を設定し、危険区域の一定期間の使用禁止及び適切な事後措置を講ずることを命ずることができる。
- 5 学長は、前項の措置を講じたときは、事故の内容、危険区域及び事後措置の内容等を職員・学生等に通知するものとする。
- 6 委員会は、事後措置後の安全性を確認し学長に報告するものとする。
- 7 学長は、前項の報告を受けたときは、当該危険区域の使用禁止を解除し、職員・学生等にその旨通知するものとする。

(盗難等)

第22条 研究用微生物の盗難を発見した者又は所在不明を確認した者は、直ちに実験責任者、当該所属長及び微生物安全管理主任者に通報しなければならない。

- 2 当該所属長は、前項の通報を受けたときは、直ちに学長及び委員会に報告しなければならない。

3 学長は、必要があると認めるときは、警察署等に通報するものとする。

#### 第4章 健康管理

##### (健康診断)

第23条 学長は、取り扱う研究用微生物が人体に病原性があるとされている場合であって、委員会が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる健康診断を実施するものとし、研究用微生物管理区域内で業務に従事する職員・学生等はこれを受診しなければならない。

(1) 取り扱う研究用微生物に対する検査等

(2) 取り扱う研究用微生物により発症するおそれのある症候の臨床的診断

2 学長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合には、臨時の健康診断を実施し、当該職員・学生等に受診させなければならない。

##### (予防接種)

第24条 学長は、健康管理上必要と認める場合には、当該職員・学生等に予防接種を指示することができる。

##### (健康診断書の提出)

第25条 学長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、職員・学生等ごとに診断書の提出を求めることができる。

2 前項の診断書は、職員・学生等の異動又は退職の後、原則として、10年間保存しなければならない。ただし、取り扱った研究用微生物により発症するおそれのある期間が短いものであり、かつ、委員会の承認を得たものについては、この限りでない。

##### (健康診断後の措置)

第26条 学長は、第23条の規定による健康診断の結果、職員・学生等にBSL2及びBSL3の研究用微生物による感染が疑われる場合には、直ちに安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

##### (血清の保存)

第27条 学長は、必要があると認めるときは、研究用微生物を取り扱う職員・学生等の健康管理のため、採血を行い、その血清を保存するものとする。

2 血清の保存に関し必要な事項は別に定める。

##### (病気等の報告等)

第28条 BSL2及びBSL3の研究用微生物を取り扱う職員・学生等は、当該研究用微生物による感染が疑われる場合には、直ちに微生物安全管理主任者にその旨を報告しなければならない。

2 微生物安全管理主任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該職員・学生等の感染の有無について調査しなければならない。

3 微生物安全管理主任者は、前項の調査の結果、当該職員・学生等が研究用微生物に感染した

と認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

## 第5章 緊急事態発生時の措置

### (緊急事態発生時の措置)

第29条 学長は、地震又は火災等の災害（以下「災害」という。）による重大な被害が発生し、研究用微生物の安全管理に関しこの規程に定める措置では不十分であると判断した場合は、直ちに委員会に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 委員会は、緊急事態に即応した所要の措置を講じるとともに、緊急事態の内容及び範囲並びに講じた緊急時措置の内容等を速やかに学長に報告しなければならない。

3 各研究用微生物管理区域において研究用微生物を取り扱う職員・学生等は、災害による重大な被害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定する警戒宣言が発せられた場合には、直ちに所用の研究用微生物の拡散防止措置を講じなければならない。

## 第6章 雑則

### (庶務)

第30条 この規程の施行に関し必要な庶務は、事務局研究推進課において行う。

### (その他の必要事項)

第31条 この規程に定めるもののほか、研究用微生物の安全管理に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

2 医学部附属実験動物研究施設における微生物を用いる動物実験については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程の「病原体等のABS L分類」を適用するとともに、本規程に定めるもののほか、医学部附属実験動物研究施設管理運営規程（平成18年4月1日規程第11号）等の関係規則を適用するものとする。

3 医科大学附属病院の病原微生物の安全管理に関しては、本規程を適用しない。

## 附則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 第6条第3項及び第9条第3項に定める任期について、この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は平成25年3月31日までとする。

3 B S L 3に係る条項については対応可能な設備が整備され、運用が開始された日から適用する。